

本学学生と保護者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその11

本学学生の皆さん、保護者の皆様、如何お過ごしでしょうか。

前回、9月25日に本学における新型コロナウイルス感染症対策の新方針についてご説明した頃は、新潟の感染は落ち着いた状況にありました。しかし、11月に入ると様相が一変しました。感染が首都圏から全国に拡大し、新規感染者数も急増して、今や感染の第3波のただ中にはあります。新潟でも大きな感染クラスターが老健施設など3か所で発生し、対応に追われています。第2波は若年者が中心といわれましたが、今回は多彩な感染クラスターが発生しているとされており、重症化が懸念される高齢者にも広がっています。

一方では経済活動を停止させないために「Go To」キャンペーンを続け、他方では感染防御対策を徹底する必要があるのですから、これらを両立させることが困難なのは容易に想像できます。本学でも就職のための面接や学外実習、強化指定クラブの公式戦などのために、学生の皆さんや教職員が感染の拡大している地域に移動しなければならない場合がありますが、この10月から、同じグループである新潟リハビリテーション病院において、保健所による行政検査とは別に、PCR検査を受けることができるようになりました。これを受け、本学では新潟リハビリテーション病院と連携して学生と教職員の安全を守るために、大学が必要と認めた場合の検査費用は、大学負担で受検することができるようになりました。連日、多くの学生の皆さんや教職員がPCR検査を受けている状況ですが、幸い、この2か月間では陽性者は見つかっていません。本学では感染クラスターを発生させないために、これからもあらゆる対策をとって行きます。

本学では当初から、1)会食・カラオケを回避すること、2)マスクを常に装着すること、3)健康と行動の記録を残すことを感染防御対策の3本柱としてきました。これらの基本的対策に変わりはありませんので、改めて徹底するようお願いします。感染者と接触して、会食することによって感染が広がるのですから、同居している家族以外との会食は避けなければなりません。会食の時もマスクをつけて、というキャンペーンがありますので、今回はマスクを装着することについて改めてお話しします。

今春、感染防御のために必須であるマスク、手袋、ガウンなどが不足したため、医療従事者も本来は使い捨てであるべきこれらの個人用防具を何度も使い回さねばならなくなりました。マスクを外して、またつけ直すというのは、こうした経験が残っているのかもしれません。最近はマスクもリーズナブルな価格で入手できるようになっていますので、再利用は勧められません。感染者に接触すれば、マスクの外側は汚染された可能性がありますから、ウイルスが付着しているかもしれない外面に、素手で触れてはならないのです。マスクを外

す時は、外面には触れないで、耳掛けの部分だけを持って外し、内側で外側部分を包み込むようにして畳んで廃棄するのです。会食の席上で、何度もマスクをつけたり、外したりすれば、汚染された可能性がある外面に触れてしましますし、その手で食事をすることになりますから、感染のリスクを増やすだけで、逆効果なのです。

安全なワクチンが実用化されるまでの間、当面は会食そのものを我慢するしか、有効な方法はありません。新しい生活様式を定着させるとは、どうしたら感染するのかを踏まえて、感染しないための対策を日常生活の中に取り入れ、常に注意を怠らないことなのです。

後期の授業が始まり、学内外での実習や演習を再開しましたので、構内でも学生の皆さんのお姿をたくさん見かけるようになりました。昼時に食堂などの皆さんのお行動をみていくと、こうした感染防御対策が守っていない人をみかけます。教職員が声掛けを繰り返していますが、皆さんお自覚して、感染防御対策を守らなければ、学内で感染クラスターを発生させないという目標は達成できないと心してください。

本学では 11 月 25 日に危機管理対策委員会を開催し、今後の方針を決定しました。今回の方針の有効期間は 11 月 27 日から 12 月 24 日までの 1 か月間とします。9 月に改訂した「行動制限レベル表」では、11 月 27 日以降もレベル 1 の規制を維持します。

これまで本学では「感染拡大の恐れがある地域」を、「直近 7 日間の新規陽性者数が人口 10 万人当たり 2.5 人以上の地域」とする定義を採用して、これらの地域への移動は自粛を求め、やむを得ず移動する場合は、14 日間は来学せず、自宅待機と健康観察を求める「14 日ルール」を適用してきました。しかし、最近の状況をみると全国での 1 日当たりの感染者数がこれまで最大になるなど感染は全国的に拡大していますので、今回の方針では「感染拡大の恐れがある地域」を「新潟県外」とします。県外への移動は自粛していただき、やむを得ず移動する場合は「14 日ルール」を適用します。新潟に戻っても無症状であり、新潟リハビリテーション病院での PCR 検査の結果が陰性であれば、「14 日ルール」を 5 日間に短縮することができます。詳細はポータルサイトに掲載する「PCR 検査受検運用ガイドライン」で確認してください。

以下、具体的な方針を示します。

1) 感染防御のための基本的な注意事項について

本学では行動経済学の視点から、感染防御のために特に重要な項目として、次の 3 つを掲げています。学生の皆さんには必ず守っていただきねばなりませんので、再掲します。

- (1) 会食・カラオケを避ける
- (2) 常にマスクを装着し、口と鼻に触れない
- (3) 健康状態の観察と行動の記録を続ける

併せて、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用するよう推奨しています。まだ登録が済んでいない方は登録をお願いします。

また、学生の皆さんの海外渡航は引き続き禁止とします。

2) 授業について

後期から、講義科目は原則としてメディアを利用するとともに、実習・演習科目は対面式で実施しています。入構する時には「施設管理ガイドライン」に従い、2か所の検温所のいずれかで体温チェックを受け、学内ではマスクを装着し、身分証を身に着けてください。教室で授業を受ける際は「対面授業実施ガイドライン」と「学科ガイドライン」に従ってください。

体調不良の場合は、入構は禁止です。無理をして登学せず、学科の教員と学生課に報告して指示を仰いでください。また、入構してから発熱するなど、体調に異常を生じた場合は、速やかに学科の教員または学生課に連絡し、指示に従ってください。

学外実習のために県外に移動する場合は「14日ルール」を適用しますが、学習や学外活動に重大な支障を生じると判断される時は、PCR検査を受けることにより、「14日ルール」を短縮できます。4年生が就職活動のために県外に移動する場合も同様の対応になります。

3) サークル活動等について

部活動、サークル活動、ボランティア活動等は、事前に「活動計画書」を提出していただき、安全が確認されれば許可していますが、感染防御対策を徹底した上で活動してください。
顧問が不在のサークル活動については、学生課に相談してください。

強化指定クラブの皆さんには、公式大会に参加するためなどの目的で県外に移動した場合には、「14日ルール」が適用になります。「14日ルール」が適用されることで、学習や課外活動に重大な支障が生じると判断される時は、PCR検査を受けることにより「14日ルール」を短縮できます。監督・コーチを通じて学生課に連絡を取り、事前にPCR検査を申し込んでください。学内では監督・コーチの指示に従い、学内施設を利用する場合には、身分証を身につけ、感染防御対策を講じた上で行動してください。

学生、大学院生の皆さんには、感染リスクが高いアルバイト活動は引き続き「自粛」をお願いします。夜間の居酒屋など、飲食を伴う場所でのアルバイト活動は、感染リスクが高いと考えられます。やむを得ない場合は、感染防御対策を徹底して対応してください。

4) 本学の学生支援について

本学ホームページには、学生支援機構を始めとする各種の奨学金制度をご紹介しています。また、学費の延納や分納のご相談にもお答えしています。

図書館では、平日（9時～19時半）に加えて、土曜日も開館（9時～17時）していますので、ご利用ください。図書館の学習支援センターでは、学習に関する相談や各種科目のセミナー、定期試験を受験するための基礎セミナー等をオンライン（一部対面）で用意していますので、学習支援センターに申し込んでください。

就職に関する相談、面接の模擬練習に関する相談等も、全てオンラインでできるようにしていますし、学内で直接指導を受けることもできます。また、心配事や精神的な悩み事があ

る場合は、精神科医師や臨床心理士による個別相談をオンラインで受けることができますし、必要があれば直接面談もできますので、学生課に相談してください。この他にも相談や質問がありましたら、遠慮なく各学科の担当教員か学生課に連絡してください。

本学では、十分な準備をした上で、後期から対面式での実習や講義を再開しています。もしも、何か気になることがありましたら、遠慮なく学科の教員か学生課に申し出てください。新潟県外への移動の自粛や「14日ルール」の適用等、本学の対策は国や県の方針よりも依然、厳しいものとなっていますが、全ては学生の皆さんの安全を第一に考えた結果です。

年末年始に帰省を予定している学生の皆さんには、夏に続いてのお願いになり恐縮ですが、可能な限り帰省の自粛をお願いします。帰省した場合には、「14日ルール」が適用されますが、学習や課外活動に支障を生じる時は、PCR検査を受けることにより「14日ルール」を短縮できます。事前に学生課に連絡を取り、PCR検査を申し込んでください。国家試験等を東京等で受験する学生の皆さんにも同様の対応を想定していますが、試験方法が確定してから具体的な対応を指示しますので、もう少しお待ちください。また、来年3月の卒業式は実施することとしますが、安全に実施するための方法の詳細を詰めているところです。

繰り返しになりますが、本学学生に相応しい分別ある行動を続けてください。疑わしい症状を自覚した場合には、速やかに学科の担当者か学生課に報告してください。感染した仲間への誹謗中傷は厳に慎んでください。皆さんのご理解とご協力を今後も宜しくお願ひいたします。

また、保護者の皆様には、本学の現状をご理解いただきまして、学生教育に今後も変わらぬご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年11月26日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊